

キャッシュレス・消費者還元事業

平成31年度予算案額 2,798億円（新規）

事業の内容

事業イメージ

事業目的・概要

- 平成31年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援します。
- 本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

(1) 消費者への還元

- 平成31年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。

①社会通念上不適切と考えられる者、②換金性の高い取引、③別途の需要平準化対策が講じられる取引、④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者などを除き、幅広く中小・小規模事業者を対象とします。

- なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。
- 補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

(2) 決済端末等の導入補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。

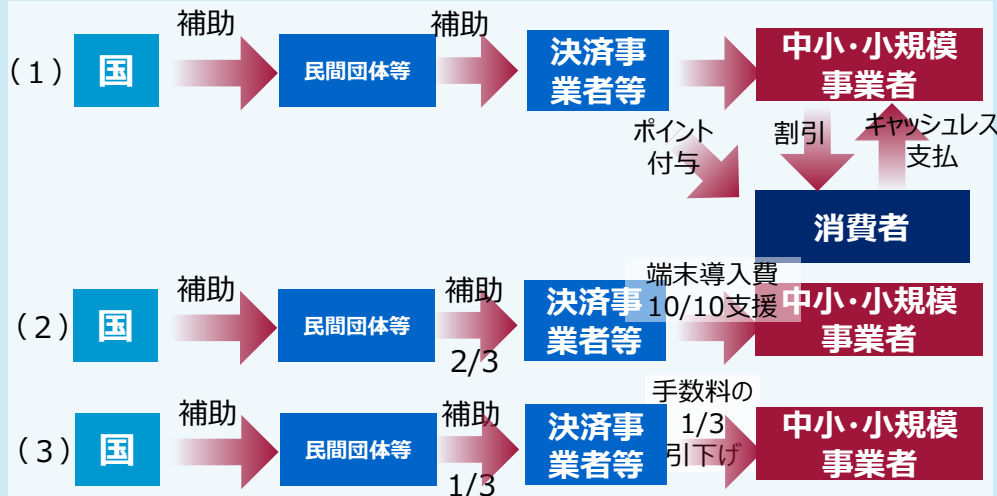
(3) 決済手数料の補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者を支払う加盟店手数料(3.25%以下)の1/3を、期間中補助します。

(4) キャッシュレス決済の周知・普及

- キャッシュレス決済は、中小・小規模事業者にとって、レジ締めの手間やコストが省けるなど生産性を高めることができ、消費者にとっても、ATMから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあります。
- こうしたキャッシュレス化のメリットや本事業の内容を分かりやすく周知・普及します。

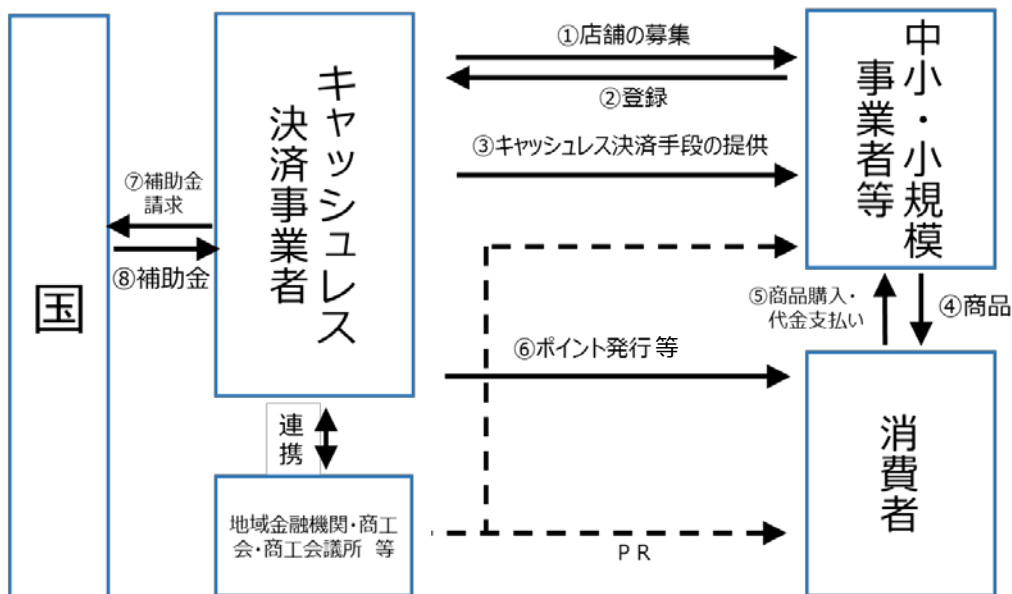
条件（対象者、対象行為、補助率等）



キャッシュレス・消費者還元事業の制度詳細

- 実施期間 : 2019年10月より9か月間（2020年6月まで）
- 条件 : 補助期間中、本制度を利用する中小・小規模事業者に対し、3. 25%以下の手数料率
- 支援内容 :
 - 中小・小規模事業者向け支援 ⇒ ①消費者還元率5%
 - 中小・小規模事業者向け支援 ⇒ ②端末費用2/3（1/3は決済事業者が負担）
 - 中小・小規模事業者向け支援 ⇒ ③手数料補助1/3
 - フランチャイズ等向け支援 ⇒ 消費者還元率2%
- 対象加盟店 : 一部の例外業種を除き、原則全ての業種が対象
- 対象決済手段 : クレジットカードのみならず、電子マネーやQRコード決済も対象

消費者還元の仕組み

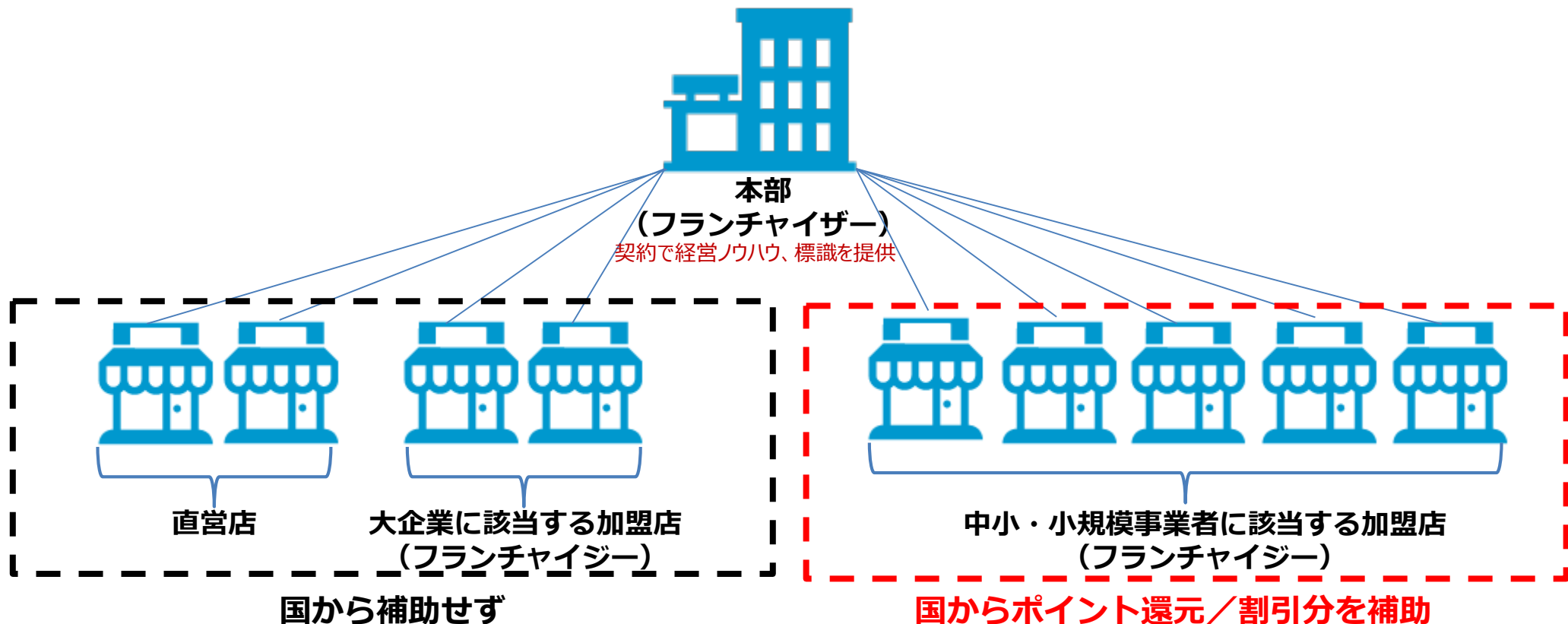


キャッシュレス決済の例

主なサービス例	クレジットカード	QRコード	電子マネー
特徴	後払い、与信機能	スマホで利用可能	※ポイント機能のある交通系ICカードも対象
主な支払い方法	スライド式 読み込み式 タッチ式	カメラ読込 (QRコード) 提示 (QRコード)	タッチ式 (非接触)

フランチャイズ加盟店への支援（2%還元）

- コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンについては、**中小・小規模事業者**に該当する加盟店についてのみ、**国からポイント還元／割引分の補助**を実施。
- 直営店や、大企業の加盟店におけるポイント還元／割引については、国から補助せず。



(注) フランチャイズとは、事業者（「フランチャイザー」）が他の事業者（「フランチャイジー」）との間に契約を結び、自己の商標、サービス・マーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識、および経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導および援助のもとに事業を行う両者の継続的關係。

※（一社）日本フランチャイズチェーン協会HPより抜粋

対象業種について

- 本制度においては、基本的に、全ての業種が対象。
- 一部の業種については対象外とすることを検討しており、例えば以下のとおり。

①従来、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と整理されている者

- 風営法上の風俗営業等
- 暴対法上の暴力団等に関するもの

②別途の需要平準化対策が講じられる取引

- 自動車の購入、新築住宅の購入

③換金性の高い非課税取引

- 郵便切手類の譲渡、印紙の譲渡、地方公共団体が行う証紙の譲渡
- 商品券・プリペイドカード等の譲渡、外国為替業務に係る役務提供

④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者

- 医療・福祉・学校等

○制度の濫用によるポイント取得の防止

- 業者間での取引を繰り返すことによるポイントの不正取得等については、厳しい対応をとる。

キャッシュレス・ポイント還元制度の周知・普及について

- 年度内から、決済事業者の登録や加盟店（中小・小企業事業者）の募集を開始。4月以降の加盟店によるキャッシュレス対応、10月からの消費者還元の円滑な実施に向け、周知・普及を進めていく。

